

「株主ご優待カード利用約款」新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

変更前約款	変更後約款
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 定義 本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとします。 ・株主ご優待カード 株主ご優待カードとは、当社発行のプリペイドカードで、貨幣価値を電子的データに替えて、あらかじめ入金された金額をもって西松屋チェーン全店（以下「当社店舗」といいます。）及び西松屋公式オンラインストア（以下「公式オンラインストア」といいます。）において商品を購入することができる機能のもの（以下「カード」といいます。）をいいます。 ・商品 商品とは、当社店舗及び公式オンラインストアで販売する商品（第12条第1項に規定する「西松屋チェーンギフトカード」及び「西松屋チェーンデジタルギフト」を除く）をいいます。	第2条 定義 本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとします。 ・株主ご優待カード 株主ご優待カードとは、当社発行のプリペイドカードで、貨幣価値を電子的データに替えて、あらかじめ入金された金額をもって <u>日本国内の西松屋</u> チェーン全店（以下「当社店舗」といいます。）及び西松屋公式オンラインストア（以下「公式オンラインストア」といいます。）において商品を購入することができる機能のもの（以下「カード」といいます。）をいいます。 ・商品 商品とは、当社店舗及び公式オンラインストアで販売する商品（第12条第1項に規定する「西松屋チェーンギフトカード」及び「西松屋チェーンデジタルギフト」を除きます。）をいいます。
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
第4条 (条文省略)	第4条 (現行どおり)
第5条 カードのご利用 1. 当社店舗でカードにて商品をご購入される場合は、店舗のレジでカードをお渡しいただくものとします。カードの残高から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、レシートに表示されますの	第5条 カードのご利用 1. 当社店舗でカードにて商品をご購入される場合は、店舗のレジでカードをお渡しいただくものとします。カードの残高から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、レシートに表示されますの

変更前約款	変更後約款
<p>で、お客様はそれらに誤りがないことをご確認いただくものとします。</p>	<p>で、お客様はそれらに誤りがないことをご確認いただくものとします。</p>
<p>2. 公式オンラインストアでカードにて商品をご購入される場合は、注文情報入力画面にて、お客様ご自身でカード裏面に記載された 16 桁のカード番号（以下「カード番号」といいます。）と、4 桁の PIN 番号（以下「PIN 番号」といいます。スクラッチ加工されている場合は、コインなどでスクラッチ加工部分を軽く削っていたらと 4 桁の番号が現れます。）を入力していくと、カードの残高から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、注文情報確認画面に表示されますので、お客様はそれらに誤りがないことをご確認いただくものとします。</p>	<p>2. 公式オンラインストアでカードにて商品をご購入される場合は、注文情報入力画面にて、お客様ご自身でカード裏面に記載された 16 桁のカード番号（以下「カード番号」といいます。）と、4 桁の PIN 番号（以下「PIN 番号」といいます。スクラッチ加工されている場合は、コインなどでスクラッチ加工部分を軽く削っていたらと 4 桁の番号が現れます。）を入力していくと、カードの残高から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、注文情報確認画面に表示されますので、お客様はそれらに誤りがないことをご確認いただくものとします。</p>
<p>3. 公式オンラインストアでのカードの使用にあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った PIN 番号を入力した場合、以後、公式オンラインストアでのカードの使用ができなくなります。なお、この場合でも、当社所定の方法により、公式オンラインストアでの使用を再開することができます。</p>	<p>3. 公式オンラインストアでのカードの使用にあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った PIN 番号を入力した場合、以後、公式オンラインストアでのカードの使用ができなくなります。なお、この場合でも、当社所定の方法により、公式オンラインストアでの使用を再開することができます。</p>
<p>4. 一度のお支払いにご利用いただけるカードの数は、第 12 条に定める当社が発行する他のプリペイドカード等その他の当社で利用できるギフトカード等と合わせて、<u>当社店舗での購入時は 5 つまで、公式オンラインストアでの購入時は 1 つとさせていただきます。</u></p>	<p>4. 一度のお支払いにご利用いただけるカードの数は、第 12 条に定める当社が発行する他のプリペイドカード等その他の当社で利用できるギフトカード等と合わせて、<u>5 つまでとさせていただきます。</u></p>
<p>5. カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、商品購入合計額のうちカードの残高の限度で、金銭にてお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。商品購入合計額からカードの残高を差し引いた額について、現金または当社の</p>	<p>5. カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、商品購入合計額のうちカードの残高の限度で、金銭にてお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。商品購入合計額からカードの残高を差し引いた額について、現金または当社の</p>

変更前約款	変更後約款
<p>指定する支払い方法にて別途お支払いいただくものとします。</p> <p>6.当社が発行する各種プリペイドカード等その他 の当社で利用できるギフトカード等を複数お持 ちであっても、各ギフトカード等の残高を1つ のギフトカード等に統合することはできませ ん。</p>	<p>の指定する支払い方法にて別途お支払いいただ くものとします。</p> <p>6.当社が発行する各種プリペイドカード等その他 の当社で利用できるギフトカード等を複数お持 ちであっても、各ギフトカード等の残高を1つ のギフトカード等に統合することはできませ ん。</p>
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
第8条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
第9条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
第10条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
<p>第11条 システム保守・障害等</p> <p>カードに関するシステムの設計・管理には万全 を期しておりますが、停電、システム障害、メ ンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、 その他やむをえない事情により当社店舗の一部 または全店及び公式オンラインストアにおい て、当社は予告なくカードのご利用内容の一部 または全てにつき一時的に停止できるものとし ます。その際、カードがご利用いただけないこ とによってお客様に不利益または損害が生じた 場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>第11条 システム保守・障害等</p> <p>カードに関するシステムの設計・管理には万全 を期しておりますが、停電、システム障害、メ ンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、 その他やむをえない事情により当社店舗の一部 または全店及び公式オンラインストアにおい て、当社は予告なくカードのご利用内容の一部 または全てにつき一時的に停止できるものとし ます。その際、カードがご利用いただけないこ とによってお客様に不利益または損害が生じた 場合 <u>(当社の故意または重過失による場合を除 きます。)</u> でも、当社は一切の責任を負いませ ん。</p>
第12条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)
第13条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)

変更前約款	変更後約款
<p>第 14 条 約款の変更</p> <p>1.当社は、お客様の一般的な利益に適合するとき、または変更が本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らし合理的なものである場合には、本約款を変更することができるものとします。</p> <p>2.本約款を変更する場合、当社は、当社ホームページへの掲出その他の当社所定の方法において、本約款を変更する旨並びに変更内容及びその効力発生時期を周知し、効力発生時期以降は、変更後の内容が適用されるものとします。</p> <p>また、当該告知後、<u>利用者</u>がカードを利用して商品等の購入をした場合には、当社は、<u>利用者</u>が当該変更内容を承諾したものとみなします。</p>	<p>第 14 条 約款の変更</p> <p>1.当社は、お客様の一般的な利益に適合するとき、または変更が本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らし合理的なものである場合には、本約款を変更することができるものとします。</p> <p>2.本約款を変更する場合、当社は、当社ホームページへの掲出その他の当社所定の方法において、本約款を変更する旨並びに変更内容及びその効力発生時期を周知し、効力発生時期以降は、変更後の内容が適用されるものとします。</p> <p>また、当該告知後、<u>お客様</u>がカードを利用して商品等の購入をした場合には、当社は、<u>お客様</u>が当該変更内容を承諾したものとみなします。</p>
<p>第 15 条 (条文省略)</p> <p>本約款は、<u>2024年9月26日</u>から適用します。</p> <p>■カード発行元 (記載省略)</p> <p>■カードに関するお問い合わせ先 (記載省略)</p>	<p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>本約款は、<u>2025年12月24日</u>から適用します。</p> <p>■カード発行元 (現行どおり)</p> <p>■カードに関するお問い合わせ先 (現行どおり)</p>